

地籍調査の手順

①実施計画づくりや準備を行います (計画・準備)

実施主体である伊勢崎市が、関係機関との連絡や調整を行い、いつ・どの地域を調査するのかなどの計画を作ります。

また、調査区域内の区長や行政役員、土地所有者の代表などで組織する「地籍調査推進委員会」を設置し、円滑なる事業の推進にご協力いただきます。



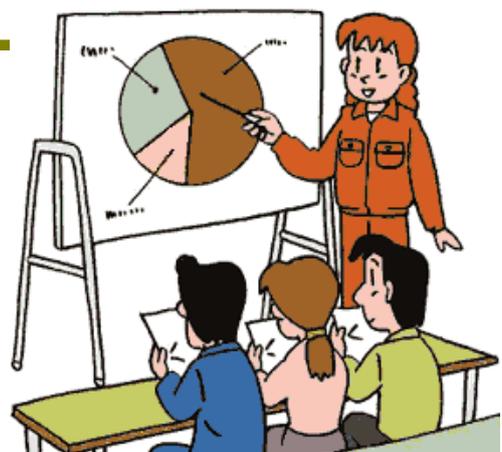
②測量の基礎となる図根点を設置し測量します (地籍図根測量)

伊勢崎市から測量業務を受託した業者が、測量の基礎となる図根点(基準点)の設置と測量を行います。個人の境界を示す境界杭とは関係ありませんが、測量時に必要となる重要なものとなりますので、破損や移動することのないよう注意してください。



③土地所有者への説明会を開催します

調査実施区域内の土地所有者の方々にお集まりいただき、本事業の内容やその必要性、作業手順などについての説明会を実施します。



④境界の確認をします（一筆地調査）

地籍調査では、法務局の地図や地積測量図などをもとに作成した資料を参考に、調査員（市職員・受託業者・推進委員）と共に現地での立ち会いをしていただき、関係する土地所有者の方々の合意の上で、境界を確認してもらいます。また、土地の所有者、地番、地目なども合わせて調査します。

地籍調査において、この一筆地調査（境界立会調査）が大変重要となります。



⑤確認された境界の測量をします（一筆地測量）

一筆ごとの土地の筆界点（境界点）を測量し、その結果をもとに正確な地積（面積）を算出します。

この測量では、国土地理院の設置した国家三角点や、市の設置した基準点をもととして測量するため、土地の正確な位置が地球上の緯度・経度と関連付けられた座標値として表示されます。

⑥地籍図及び地籍簿（案）を作ります

一筆地調査（境界立会調査）及び測量と地積測定の結果をまとめ、一筆ごとに土地所有者・地番・地目・地積などを記載した「地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）案」を作成します。





⑦調査結果を確認していただきます（閲覧）

土地所有者に調査結果に基づき作成した地図及び簿冊案を市有施設などの指定場所で公告の日から20日間の閲覧に供しますので、確認していただきます。この期間内であれば調査結果に誤り等があると認められる場合は、訂正の申し出ができます。

この閲覧は重要なもので、ここで確認される地図及び簿冊案が最終的な地籍調査の成果となりますので、必ず確認をお願いします。

⑧法的事務手続き（認証請求及び承認）

閲覧に供した地籍図及び地籍簿案は、最終の法的事務手続きのため群馬県知事の認証及び国の承認を受けます。

⑨成果を法務局（登記所）へ送付します

認証を受けた地籍調査の成果（地籍図及び地籍簿）の写しを法務局に送付すると、登記官の職権により「地籍簿」を基に土地の登記事項（登記簿）の記載が書き改められ、「地籍図」を基に地図が不動産登記法第14条1項地図として更新され備え付けられます。



⑩事業完了

法務局での土地の登記事項及び地図の更新手続きが終了後、伊勢崎市から土地所有者などに「登記完了・事業完了通知」を送付し、本通知をもって当該調査地区の地籍調査が完了となります。



⑪成果を活用する

地籍調査の成果が、個人の土地取引から公的機関による土地の整備や開発、固定資産税の課税額算出の際の基礎情報となるなど、土地に関する様々な行政事務のための基礎資料として活用されます。